

事業の種類分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02又は03	林業	60 / 1000	59 / 1000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	41 / 1000	52 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40 / 1000	40 / 1000
鉱業	21	金属鉱業，非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	87 / 1000	87 / 1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	46 / 1000	53 / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	6.5 / 1000	7 / 1000
	25	採石業	70 / 1000	69 / 1000
	26	その他の鉱業	28 / 1000	32 / 1000
建設事業	31	水力発電施設，ずい道等新設事業	118 / 1000	129 / 1000
	32	道路新設事業	21 / 1000	29 / 1000
	33	舗装工事業	14 / 1000	17 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	23 / 1000	30 / 1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	15 / 1000	17 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	14 / 1000	14 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	14 / 1000	16 / 1000
	37	その他の建設事業	21 / 1000	23 / 1000
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	7.5 / 1000	7 / 1000
	65	たばこ等製造業	6.5 / 1000	5.5 / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	5.5 / 1000	5.5 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	18 / 1000	21 / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	7.5 / 1000	8.5 / 1000
	46	印刷又は製本業	5 / 1000	5 / 1000
	47	化学工業	6.5 / 1000	6 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5 / 1000	7.5 / 1000
	66	コンクリート製造業	14 / 1000	15 / 1000
	62	陶磁器製品製造業	17 / 1000	17 / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000	25 / 1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7.5 / 1000	7 / 1000

	51	非鉄金属精錬業	7.5 / 1000	8 / 1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	8.5 / 1000	10 / 1000
	53	鋳物業	18 / 1000	18 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器，刃物，手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	14 / 1000	14 / 1000
	63	洋食器，刃物，手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	9 / 1000	10 / 1000
	55	めっき業	8.5 / 1000	8.5 / 1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，船舶製造又は修理業及び計量器，光学機械，時計等製造業を除く。）	7 / 1000	7 / 1000
	57	電気機械器具製造業	4.5 / 1000	5 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	6 / 1000	5.5 / 1000
	59	船舶製造又は修理業	22 / 1000	22 / 1000
	60	計量器，光学機械，時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	4.5 / 1000	5 / 1000
	64	貴金属製品，装身具，皮革製品等製造業	5.5 / 1000	5.5 / 1000
	61	その他の製造業	8 / 1000	8 / 1000
運輸業	71	交通運輸事業	5.5 / 1000	5 / 1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	13 / 1000	13 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	13 / 1000	17 / 1000
	74	港湾荷役業	23 / 1000	31 / 1000
電気，ガス，水道又は熱供給の事業	81	電気，ガス，水道又は熱供給の事業	4.5 / 1000	5 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12 / 1000	11 / 1000
	91	清掃，火葬又はと畜の事業	13 / 1000	12 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	6.5 / 1000	6 / 1000
	96	倉庫業，警備業，消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7 / 1000	6 / 1000
	97	通信業，放送業，新聞業又は出版業	4.5 / 1000	-
	98	卸売業・小売業，飲食店又は宿泊業	5 / 1000	-
	99	金融業，保険業又は不動産業	4.5 / 1000	-
	94	その他の各種事業	4.5 / 1000	5 / 1000

労務費率表

(平成18年4月1日改定)

業種番号	事業の種類		平成13年4月1日以降 開始の工事		平成15年4月1日以降 開始の工事		平成18年4月1日以降開始 の工事	
			労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設、隧道等新設事業		20%	1000分の 133	20%	1000分の 129	19%	1000分の 118
32	道路新設事業		21%	1000分の 31	21%	1000分の 29	21%	1000分の 21
33	ほ装工事業		20%	1000分の 19	20%	1000分の 17	20%	1000分の 14
34	鉄道又は軌道新設事業		23%	1000分の 34	23%	1000分の 30	23%	1000分の 23
35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)		21%	1000分の 20	21%	1000分の 17	21%	1000分の 15
38	既設建築物設備工事業		21%	1000分の 15	21%	1000分の 14	21%	1000分の 14
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	41%	1000分の 19	41%	1000分の 16	40%	1000分の 14
		その他のもの	21%		21%		21%	
37	その他の建設事業		24%	1000分の 26	24%	1000分の 23	24%	1000分の 21

第二種特別加入保険料率表

(平成18年4月1日改定)

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定後
特1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14	
特2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の20	
特3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	
特4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の51	
特5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の6	
特6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の12	
特7	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の5	
特8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の6	
特9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の17	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の6	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の7	1000分の8
特16	労災保険法施行規則第46条の18号第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の5	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7	

(注) 改定が空欄の事業については、現行のまま。

第三種特別加入保険料率表

(平成15年4月1日より)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改定後
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の6	1000分の5